

暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。詳しくは26ページ以降をご覧ください。

- 相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）
- ・ 贈与者 → 65歳以上の親
 - ・ 受贈者 → 20歳以上の子である推定相続人
(子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。)

相続時精算課税を



相続時精算課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2,500万円
前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率
特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相 続 時 に 精 算

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

暦年課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年110万円

② 税率
基礎控除後の課税価格に応じ次の速算表で計算します。

◎ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円 以下	10%	—
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	50%	225万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。
(贈与を受けた財産の価額－基礎控除額)×税率－控除額＝税額

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。